



令和4年度

学童クラブ入所のしおり



★入所申請受付（年度当初）★

1. 受付期間 **第1次** 令和3年11月17日（水）から令和3年12月1日（水）まで
第2次 令和4年2月1日（火）から令和4年2月8日（火）まで

※第2次入所申請については、第1次入所判定後、受入可能な学童クラブがある場合のみ入所を承認します。

※受付期間外は申請を受け付けません。

※第1次受付期間中に就学先が未定の場合は、子ども育成課窓口へご相談にお越しください。

2. 受付場所 子ども育成課（福生市役所1階窓口8-1番）

※現在学童クラブに在籍中の児童は、第1次申請期間のみ、各学童クラブ（育成時間内）でも受け付けます。

3. 受付時間 8時30分から17時15分まで

※市役所のみ水曜日は午後8時まで受け付けます。土曜日の正午から午後1時まで及び日曜日・祝日は除きます。

※保護者が必要書類を持参してください。（郵送不可）

★入所申請受付（年度途中）★

入所を希望する月の前月15日までに必要書類を子ども育成課（福生市役所1階）に提出してください。



子育てするなら
ふっさ!

福生市 子ども家庭部 子ども育成課 子ども育成係
〒197-8501 福生市本町5番地
電話 042-551-1733（直通）
<http://www.city.fussa.tokyo.jp/>

もくじ

はじめに	1
1 学童クラブに入所できる児童	1
2 心身に障害のある児童の入所	1
3 入所の申請	2
4 学童クラブ入所の決定	3
5 育成料（クラブ活動費を除く）	3
6 クラブ活動費	4
7 開所日と開所時間	4
8 延長育成	4
9 学童クラブでの過ごし方	5
10 Q&A（よくあるご質問）	6
11 所在地	8
12 申請から入所までの流れ（年度当初）	10

「子育てするなら ふっさ情報サイト「こふくナビ」は市ホームページの子育て特設サイトを令和3年10月1日にリニューアルし、スマートフォンからも利用しやすくなりました。

「福生市 LINE 公式アカウント」については、「福生市」を友だち追加すると、いつでも・どこでも、子育て分野の手続きなどに関する質問をすることができます。友だち追加を行い、福生市公式アカウントをぜひご利用ください。

子育てするなら ふっさ情報サイト 福生市 LINE 公式アカウント

「こふくナビ」



子育てするなら ふっさ
応援キャラクター
「こふくちゃん」



はじめに

学童クラブとは

保護者が就労などで、日中留守になる家庭の小学生を対象に遊びや生活の場を設け、健全な育成を図ることを目的としています。

学童クラブは、下校時からの生活拠点として、学年の異なる子どもたちの交流を通し、社会的な経験を積む場でもあります。

いろいろな活動や遊びを通して、物事に対する意欲や生活態度を形成し、子どもたちの自主性や社会性、創造性を培うことを目的としています。

1 学童クラブに入所できる児童

次の要件を満たすことが必要です。

- (1) 市内に居住し、小学校に就学する児童 ※小学校6年生まで対象です。
- (2) 保護者の労働（1日4時間以上、日曜日を除く週3日以上勤務）等により、放課後家庭で育成が受けられない児童
- (3) 次のいずれかに該当しない児童
 - ア 感染症又は悪性の疾病を有する者
 - イ 心身が虚弱で育成に耐えられないと認められる者
 - ウ 著しく心身に障害のある者
 - エ その他市長が入所を不相当と認めた者

2 心身に障害のある児童の入所

学童クラブに入所できる児童は、集団生活になじむことが可能で、原則として一人で通所することができる、次のいずれかに該当する児童です。

- (1) 身体障害者5級から7級までの児童
- (2) 愛の手帳3度または4度の児童
- (3) 知的障害の判定・身体障害の認定を受けていない児童については(1)、(2)と同程度の児童

3 入所の申請



●申請方法

次の表の各状況に対応した必要書類を揃え、福生市役所子ども育成課に提出してください。なお、郵送による提出は受け付けておりません。

※入所申請は年度毎に必要です。現在入所している場合でも、翌年度の入所を希望する場合は、改めて申請が必要となります。

※現在学童クラブに在籍中の児童は、第1次申請期間のみ、各学童クラブ（育成時間内）でも受け付けます。

※初めて学童クラブへ入所申請をする場合、兄弟姉妹が現在学童クラブへ在籍していても、必要書類を福生市役所子ども育成課へ必ず提出してください。また、必要書類は必ず保護者の方がお持ちください。

《入所の要件及び申請に必要な書類》

事由	入所の要件	申請に必要な書類
就労 (外勤・自営)	1日あたり4時間以上、日曜日を除く週3日以上勤務	・学童クラブ入所承認申請書 ・勤務証明書
出産	出産予定日の属する月を挟んで前後2箇月の合計5箇月（多胎児を妊娠している場合は、前後3箇月の合計7箇月） 例）7月出産予定の場合 入所可能期間5～9月	・学童クラブ入所承認申請書 ・母子健康手帳（出産予定日が記載されているページの写し）
疾病・負傷	入院／常時臥床／感染症 一般療養／精神性疾患による通院	・学童クラブ入所承認申請書 ・医師の診断書（原本）
障害	身体障害者手帳（1～4級）／愛の手帳／ 精神障害者保健福祉手帳／要介護1～5	・学童クラブ入所承認申請書 ・障害者手帳等（写し）
介護・看護	1箇月以上介護・看護が必要となる場合 （日数・時間は就労の要件を準用）	・学童クラブ入所承認申請書 ・医師の診断書（原本）／障害者手帳等（写し）／介護保険証（写し） ※うちいずれか1つ
通学・職業 訓練	学校教育法に定める学校等への1箇月以上通学／職業訓練施設等への1箇月以上通所（日数・時間は就労の要件を準用）	・学童クラブ入所承認申請書 ・在学証明書（原本） ・時間割表等カリキュラム（写し）

※保護者の状況（就労形態等）に変更が生じた場合は、速やかに福生市役所子ども育成課までご連絡ください。

●学童クラブ入所承認申請書記入にあたっての注意点

- ・第1希望のみの記入の場合、定員超過により入所できないことがありますので、必ず第2希望まで記入してください（第一、第四小学校区域の方を除く）。
- ・学童クラブへの入所は、児童が通う小学校の学校区域内にある学童クラブを基本としていますが、居住地や学校から遠い学童クラブへの入所を希望される場合は、交通事故防止や防犯等、児童の安全確保を最優先に考え、選択してください。

※必ず記入漏れがないよう、ご注意ください。

●勤務証明書

- ・保護者（父・母）それぞれの勤務証明書が必要となりますので、勤務先で証明していただき、提出してください。自営や証明書が取れない仕事をしている方も、勤務状況を記入し、提出してください。勤務証明書の裏面に、記入に際しての注意事項が書かれておりますので、必ずお読みください。
- ・勤務証明書の有効期限は作成日から6か月です。
- ・学童クラブと保育園・幼稚園の申込み時に提出していただく勤務証明書は共通の様式です。次の事項に該当する場合、有効期限内であれば、学童クラブ新規申請時に勤務証明書の提出は不要となります。

- ①現在、学童クラブ入所申請児の弟や妹が市内の保育園・幼稚園に通っており、令和3年度中に現況届及び勤務証明書を提出している場合
⇒ 入所承認申請書の「兄弟姉妹等の状況欄」に在園中の保育園・幼稚園名を記入
- ②学童クラブ入所申請児に保育園・幼稚園の令和4年度新規申込みをした弟や妹がおり、申込み時に勤務証明書を提出している場合
⇒ 入所承認申請書の「兄弟姉妹等の状況欄」に第一希望の保育園・幼稚園名を記入
- ※記入がない場合、勤務証明書を再度提出していただくこととなりますので、御注意願います。

4 学童クラブ入所の決定

提出された書類の内容を審査し、入所の可否を決定します。なお、入所希望者が定員を超えたときは、入所申請の要件に該当していても入所できないことがあります。その場合、4月以降に退所者が出たとき、保護者の就労等により家庭での育成が受けられない程度の高い方から入所を決定します。

※入所日は原則として毎月1日です。5月以降の入所者は、入所を希望する月の前月15日までに、必要書類を提出した方の中から審査し決定します。入所が決定した場合は、ご自宅へ入所決定通知書を送付します。

5 育成料(クラブ活動費を除く)

月 額 4,000 円

- 育成料の納付については、福生市役所子ども育成課で取扱います。毎月指定期日に、原則として口座振替により納付をしていただきます。入所結果通知に同封の「口座振替依頼書」、印鑑、通帳を金融機関にお持ちいただき、口座振替の手続きをお願いいたします。

※長期欠席されている児童についても、原則として納付をしていただきます。

- 特定の要件に該当する場合、育成料が減額又は免除となります。育成料の減額又は免除を希望される場合は、学童クラブ育成料減免申請書を福生市役所子ども育成課まで提出してください。

《育成料が減額又は免除となる場合》

育成料	要件
減額 2,500円	<ul style="list-style-type: none"> ・同一世帯で2人以上の児童が学童クラブに入所している。 ・福生市ひとり親家庭等医療費助成制度医療証の交付を受けている。
免除 0円	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護世帯である。 ・前年度の市民税が非課税又は均等割額のみである。

6 クラブ活動費

月 額 1,500円

- ※育成料とは別です。学童クラブ育成内での間食費、行事費として使用します。
- ※長期欠席されている児童についても、原則として納付をしていただきます。
- ※「クラブ活動費」は、各クラブで取扱います。

7 開所日と開所時間



開所日	開所時間	延長時間
月曜日から金曜日	下校時から 18 時	18 時から 19 時
土曜日 振替による学校の授業がない日	8 時 30 分から 18 時	8 時から 8 時 30 分 18 時から 19 時
春、夏、冬の長期休業中		

日曜日、祝日、年末年始等は閉所日です。

また、インフルエンザ、台風等による学級閉鎖や緊急事態が発生した場合には学校の対応と同様に閉所します。

- ※学級閉鎖の場合、そのクラスの児童は、学級閉鎖が解かれるまで学童クラブに通所できません。

8 延長育成

- 学童クラブの指導時間は、保護者の状況に応じて延長することができます。
- なお、延長育成料は育成料に含まれませんので、別途追加されます。
- ※育成料が減額、免除の世帯は、延長育成料も減額、免除となります。



《延長育成料 料金区分》

	朝（8時から8時30分）		夜（18時から19時）	
	一時利用	定期利用 （休業期間あたり）	一時利用 （30分あたり）	定期利用 （1ヶ月あたり）
月から金	—	—	300円	2,000円
土	300円	—		
春休み		500円（3月末まで）		
		500円（4月以降）		
		1,500円		
夏休み		500円		
冬休み				

※延長育成料の申請及び延長育成料の納付については、各学童クラブで取扱います。

※武蔵野台クラブ、熊川クラブ、田園クラブは朝7時30分から及び夜8時までの延長育成があります（別途育成料あり）。

9 学童クラブでの過ごし方（一例）

（1）学校授業日（月曜日～金曜日）

時間	活動
登所後～15:00	学習時間
15:00～15:30	おやつ・片付け
15:30～18:00	自由時間
18:00～19:00	延長育成開始・終了

（2）学校休業日（土曜日・長期休業期間等）

時間	活動
8:00～8:30	延長育成開始・終了
8:30～9:00	通常育成開始
9:00～	学習・読書時間 （20～30分程度）
～11:45	自由時間
11:45～13:00	昼食準備・昼食
13:00～15:00	自由時間
15:00～15:30	おやつ・片付け
15:30～18:00	自由時間
18:00～19:00	延長育成開始・終了



10 Q&A (よくあるご質問)

●申込前

Q1 子どもに集団生活を経験させたいのですが、学童クラブを申し込むことはできますか？

A1 子どもの集団生活の経験のために学童クラブを申し込むことはできません。

学童クラブは、保護者の就労や疾病などにより、放課後ご家庭で育成が受けられない児童を育成するところです。

Q2 私は福生市民ではありませんが、福生市の学童クラブを申し込むことはできますか？

A2 福生市内に居住し、小学校に就学する児童である必要があります。ただし、福生市に転入する予定がある場合は申し込むことができます。その際は事前に子ども育成係へご相談ください。

Q3 学童クラブの見学はできますか？

A3 各クラブで見学の受入れを行っています。見学したい施設に、直接お問い合わせください。

Q4 学童クラブの募集や空きがなくても申込みできますか？

A4 学童クラブ入所の申込みは、学童クラブの空きのある・なしにかかわらずできますので、通いたい順で希望クラブを記入してください。他の児童の退所や転所により空きが生じることもあります。

Q5 希望学童クラブを第2希望まで書いたり、逆に第1希望しか書かなかった場合に優先されたり不利になったりしますか？

A5 希望クラブの記入の数によって優先されたり、不利になったりすることはありません。利用調整では利用調整表により、世帯の指数が高い方から学童クラブを決定していきますので、希望クラブの数は関係ありません。なお、希望クラブは必ず通いたい順番で書いてください。

Q6 夏休みや冬休みだけの利用の申込みはできますか？

A6 できます。入所を希望する月の前月15日までに必要書類を子ども育成課に提出してください。学童クラブの空き状況に応じて、入所決定をします。

Q7 申込時点で勤務内定の場合、扱いはどうなりますか？

A7 申込時に勤務先に内定している場合、勤務内定として申込みができます。ただし、学童クラブ利用開始日までに勤務を開始していただく必要があります。勤務を開始できない場合や内定取消となった場合は入所取消となります。

Q8 申込時点で育児休業を取得している場合、扱いはどうなりますか？

A8 申込時に育児休業を取得している場合、就労中として申込みができます。ただし、学童クラブ利用開始日までに仕事に復帰していただく必要があります。利用開始日までに復帰できない場合や退職された場合は、入所取消となります。勤務先で育児休業期間を短縮することが可能かどうか事前にご確認ください。

Q9 子どもに障害があるのですが、学童クラブに通わせることはできますか？

A9 障害がある児童や特別な配慮が必要な児童の受入れについては、「集団生活になじむことが可能であり、原則として一人で通所することができること」が条件となります（入所基準等は1ページ目をご覧ください）。なお、入所を希望される場合は、子ども育成係にご相談ください。

Q10 子どもにアレルギーや食べられないものがあるのですが、学童クラブに通わせることはできますか？

A10 アレルギーや宗教上の理由により制限される食物がある場合は、基本的には除去食や代替食で対応していますが、保護者の方にご協力をお願いすることがあります。申込みを希望される学童クラブにあらかじめご相談ください。

●入所決定後

Q11 入所決定したクラブが第1希望ではなかったのですが、転所の申込みはできますか？

A11 できます。「学童クラブ転所申込書」をご提出ください。保護者の状況に変更がない場合は、再度の勤務証明書等の書類は必要ありません。

Q12 福生市民として入所決定後、利用開始日（入所）前に市外転出した場合、学童クラブは通うことはできますか？

A12 福生市民ではなくなるため、通うことはできません。入所決定は取消しとなります。

Q13 放課後、ふっさっ子の広場や習い事等に行ってから学童へ登所することはできますか？

A13 できません。学童へは学校から直接登所する必要があります。

Q14 習い事等で中抜けをすることはできますか？

A14 児童の安全の確保上、できません。習い事へ行く場合は、降所扱いとなります。

Q15 延長育成を利用する場合、保護者によるお迎えは必須ですか？

A15 保護者又は申請者が指定した方によるお迎えが必須です。また、延長育成を利用しなくても帰宅時間が17時45分以降になる場合もお迎えが必須です。

Q16 育成中に事故・怪我等で負傷した場合の保険はどうなっていますか？

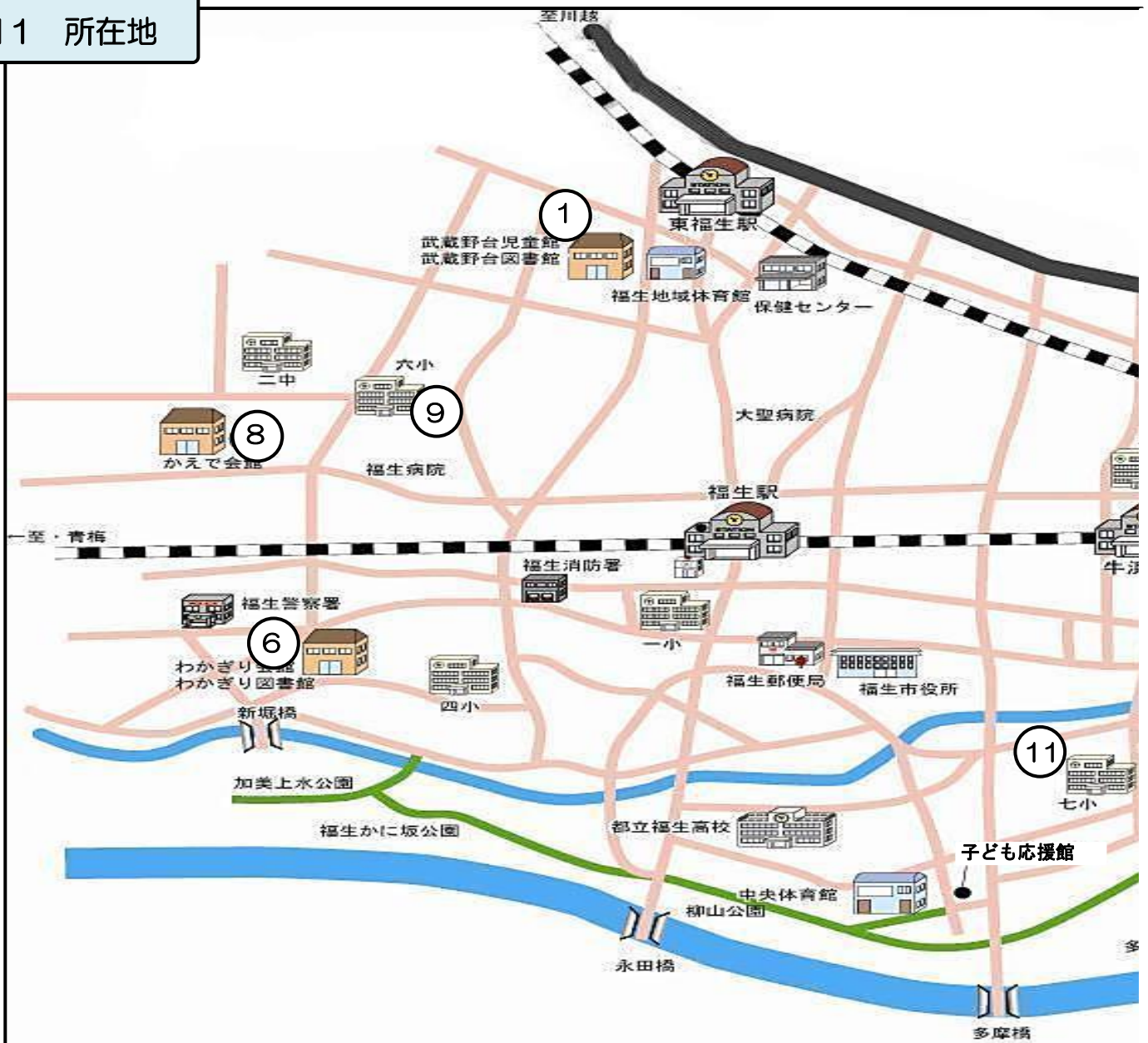
A16 福生市では育成中に児童が事故・怪我等で負傷した場合に備え、傷害保険に加入していますが、その補償は見舞金の給付を内容とするものです。医療費や看護等に伴う保護者の休業損害を補償するものではありません。詳しい内容については各学童クラブへお問い合わせください。また、児童同士のけんか等トラブルによる負傷は保険対象外となります。別途、個々のご家庭で保険に加入することをお勧めします。

Q17 学童クラブを退所したいときはどうすればいいですか？

A17 退所希望月の20日までに市役所にお越しいただき、退所届を記入の上、提出してください。

例) 8月末退所希望の場合・・・8月20日までに退所届を子ども育成課へ提出

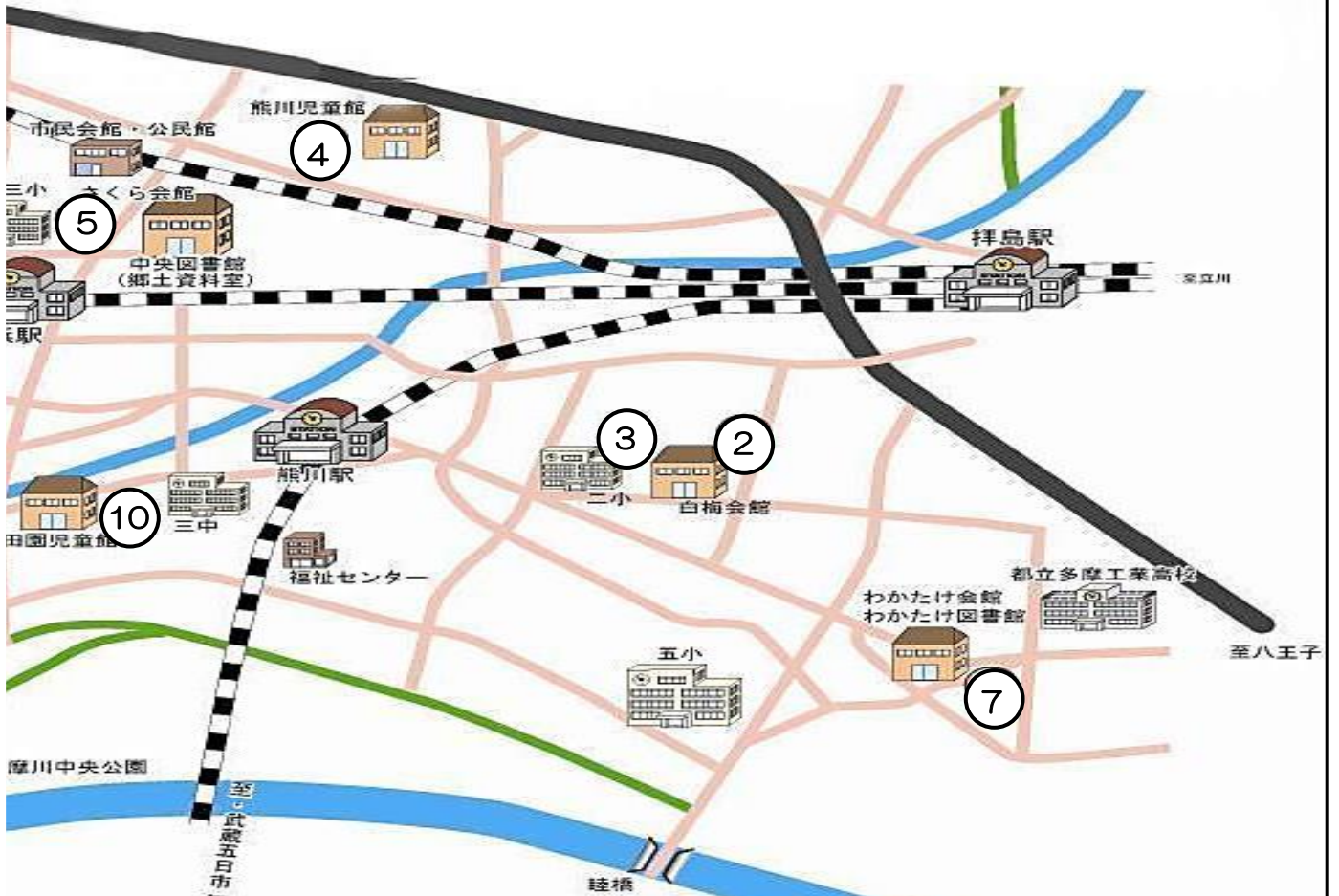
11 所在地



番号	クラブ名	めやすとなる小学校	所在地	電話番号
①	武蔵野台クラブ	福生第一小学校、福生第六小学校	武蔵野台 1-12-2 (武蔵野台児童館内)	042-551-6732
②	たんぼぼクラブ	福生第二小学校 (2年生以上)	熊川 559-1 (白梅会館内)	042-552-0717
③	臨時第2たんぼぼクラブ	福生第二小学校 (1年生のみ)	熊川 623 (福生第二小学校内)	042-553-9402
④	熊川クラブ	福生第二小学校、福生第三小学校	熊川 1143-1 (熊川児童館内)	042-539-1587
⑤	臨時さくらクラブ	福生第三小学校	牛浜 162 (福生第三小学校内)	042-552-8255
⑥	わかぎりクラブ	福生第四小学校	福生 1280-1 (わかぎり会館内)	042-551-8165
⑦	わかたけクラブ	福生第五小学校	熊川 199-1 (わかたけ会館内)	042-552-0445
⑧	亀の子クラブ	福生第六小学校 (3年生以上)	加美平 1-20-6 (かえて会館内)	042-552-0446
⑨	臨時第2亀の子クラブ	福生第六小学校 (1・2年生)	加美平 1-9-1 (福生第六小学校内)	042-553-2811 042-553-2812
⑩	田園クラブ	福生第五小学校、福生第七小学校	南田園 3-6-1 (田園児童館内)	042-553-3756
⑪	臨時第2田園クラブ	福生第七小学校	北田園 1-1-1 (福生第七小学校内)	042-551-4690

※ 臨時さくらクラブと臨時第2亀の子クラブは令和4年4月からふっさっ子の広場との日常的な交流を行う「一体型放課後対策事業」を開始します。

案内図



特色

保護者との交流を深め、子ども達の力を発揮できるような行事に取り組んでいます。

2年生からの子ども達が入所しています。「あそび」や様々な行事を通して、異年齢の子ども達が楽しい時間を共に過ごしています。

元気に登所した子ども達が帰りにも「面白かった！」と元気に笑顔で帰宅しています。安心して「ホッ」とできるクラブです。

児童館と併設の為、遊びのバリエーションが多く、子どもが館庭や遊戯室でのびのびと過ごせます。

昨年度新設された広くてきれいな施設です。異学年の交流を大切にし、楽しく安全に過ごせる環境作りをしています。

日頃から高学年と低学年の児童と一緒に遊ぶ姿が見られ、本当の兄弟のように学年の垣根を超えた交流が図れています。

学年の垣根を超えて仲良く遊ぶ学童クラブです。子ども達が安心して笑顔で過ごせるように力を入れています。

学年関係なくドッジボールや野球を楽しんでいます。遊びの中で多くのことを学んでいます。

1・2年生の学童クラブです。縦割りの2クラスに分かれ、アットホームに過ごしています。

併設の児童館の職員や保護者と連携し、田園クラブが子ども達にとって「居心地のいい場所」になることを最も大切にしています。

落ち着いて過ごせる環境作りと、一体型放課後施設として、ふっさっ子の広場との交流を通じ、様々なイベント活動をしています。

12 申請から入所までの流れ（年度当初）

※年度途中の場合とは異なります。

